

令和2年度 第1回就学支援審議会 議事録

期日 令和2年10月15日(木)

場所 県庁4階 特別会議室

次第	時間	担当	内容
連絡	13:43	進行	<p>それでは、時間前ではございますが委員の皆様がお揃いですので、ただ今から始めさせていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、事務連絡をさせていただきます。委員の皆様と本庁職員の紹介につきましては、机上にあります資料に掲載しております名簿にて代えさせていただきます。</p> <p>尚、7番早川委員、12番武藤委員、14番中川委員、17番跡部委員、20番鳩原委員は都合により欠席されております。お手元の資料、8ページをお開き下さい。審議会は、就学支援審議会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上の出席で会議が成立することとなっております。本日も出席の委員は15名でございますので、会議が成立していることをご報告致します。</p>
1 開会	13:45	進行	<p>ただ今から令和2年度 第1回就学支援審議会を開会致します。開会に当たりまして、宮城県教育委員会教育監兼教育次長 松本文弘よりご挨拶申し上げます。</p>
2 挨拶		松本教育監 兼教育次長	<p>皆さん、こんにちは。本日はご多用の中、就学支援審議会にご出席を賜り誠に有り難うございます。委員の皆様には日頃から本県の特別支援教育の充実・発展のために、御支援、御協力を頂いておりますことに深く感謝申し上げます。</p> <p>近年、特別な支援を必要とする児童生徒の数は増加しております。こうした児童生徒の適正な就学先の判断というのは大変重要な事でございます。その判断を担う市町村教育委員会の役割が拡大しております。県教育委員会といたしましては、児童生徒の適正な就学に繋がられるよう市町村教育委員会の支援に努めているところですが、具体的な取り組みとして今年度、市町村教育委員会の担当者が個々の児童生徒の教育的ニーズに合った就学先にスムーズに導いていけますように「就学支援の手引き」の内容を見直したところでございます。本日の会議の中でも説明をさせて頂くことになっております。委員の皆様には本県の適切な就学支援に向けて、尚一層の御指導をお願いして開会の挨拶と致します。本日は、どうぞ宜しくお願い致します。</p>
3 会長・副会長の選出	13:50	進行	<p>委員の皆様は、今年6月1日から2カ年の任期となり、本日が最初の会議となりますので、本審議会の会長および副会長を委員の互選によって定める必要がございます。暫時、どなたか仮議長に</p>

4 議事	13:50	進行	<p>なって頂き互選を進めて頂きたいと存じます。</p> <p>仮議長として、三浦委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
		進行	<p>それでは、三浦委員に仮議長をお願い致します。</p>
		三浦委員 (仮議長)	<p>御指名頂きました三浦でございます。着座にて失礼致します。</p> <p>では、会長・副会長選出の仮議長ということで勤めさせていただきます。本会の会長・副会長ということで、どなたかご推薦ありますでしょうか。</p> <p>推薦がないようですので、事務局案がありましたら宜しくお願い致します。</p>
		進行	<p>それでは、事務局案として、会長に5番野口委員、副会長に19番田野崎委員を御推薦申し上げます。</p>
		三浦委員 (仮議長)	<p>ただ今ご推薦いただきましたように、会長に野口委員、副会長に田野崎委員をお願いして宜しいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
		三浦委員 (仮議長)	<p>御異議なしということで、お二方の先生方どうぞ宜しくお願い致します。</p> <p>これで、私の任の方は勤め上げさせていただきます。</p>
		進行	<p>三浦委員ありがとうございました。野口委員・田野崎委員は、会長・副会長席へご移動願います。</p> <p>会長からご挨拶を頂戴したいと思います。</p>
		野口会長	<p>改めまして、皆さんこんにちは。会長に選出頂きました、東北大学の野口でございます。これから2年間どうぞ宜しくお願い致します。お忙しい中、ご参集頂きまして有り難うございます。皆さんご存じの通り、「就学のあり方」というのが、以前とはもう方向性がひっくり返ったと言いますか、全く逆になったというところで、先程お話ありましたように、市町村の役割というのが大きく求められている、拡大しているところがございます。その中で、なかなか判断に迷ったり、系統的に難しいところがあったりとか、市町村で戸惑うところが多々生じていると思います。また、子ども達を含め親</p>

		<p>御さん達に十分に納得して頂きながら、本人にとって最も良い学びの場というものをどう保証していくかということが、これから求められているところかと思えます。</p> <p>それは今日のお話にも出てくるかと思えますけれども、インクルーシブ教育システムが我が国でも作られているといいますか設定されて、柔軟性のある、多様な学びの場を保証していくというかたちになっております。その判断というのは、一過性のものではなくて、子ども達の成長につれて繰り返し判断していく必要があるというものだというふうに考えております。</p> <p>その点で、判断に携わる方々、親御さんも含めてですけれども、十分な情報を得て、しっかり判断をしていくことが求められているのだと考えております。</p> <p>そういった点において、この審議会でバックアップしていけるところ、或いはなかなか判断に困った場合に、こちらがサポートしていく役割を担っているんだと考えております。</p> <p>本日は、具体的なケースは上がってきていないと聞いていますが、今後そういったケースがあった場合には、是非的確なアドバイス等を頂けたらと思えます。どうぞ、2年間宜しくお願い致します。</p>
	進行	<p>ここで、松本教育監は他の公務がございますので、議事に入る前に退出させていただきます。</p> <p>(松本教育監退席)</p>
	進行	<p>それでは、議事に入らせて頂きます。就学審議会条例 第5条第1項の規定により、ここからは野口会長に議事の進行をお願い致します。</p>
	野口会長	<p>それでは宜しくお願い致します。本日の議事としまして、1つ目は会議の公開について、2つ目は障害のある子どもの就学支援についての2点でございます。</p> <p>初めに、会議の公開・非公開について、事務局から説明をお願い致します。</p>
	事務局 (菊池)	<p>審議会の公開・非公開について、事務局から説明を致します。資料 10 ページをご覧頂きます。情報公開条例第 19 条により、審議会は原則公開と、定められております。但し、「非開示情報が含まれる審議等や、会議を公開することにより会議の公正、且つ円滑な運営に支障が生</p>

			<p>ずると認められる場合で、会議構成員の三分の二以上の多数で決定した時は、非公開の会議を開くことが出来る」と、されております。会議を一部公開、又は非公開とする場合、宮城県教育委員会が行う審議会等の会議の公開に関する事務取扱要項第4により、第1回の審議会で公開か非公開かを決定することとなっております。これらの規定を前提に考え、本日の第1回の審議会の内容は、非公開に該当する要件がなく、「公開が適切」であると考えます。</p> <p>第2回の審議会については、「特定の個人が識別されるなど、個人情報等が含まれる事項について審議することとなった場合、一部非公開」とすることが適切であると考えます。</p> <p>よって、第1回 本日は公開、2回は一部非公開としたいと考えます。以上、ご審議をお願い致します。</p> <p>野口会長 有り難うございます。ただ今、事務局から会議の公開・非公開について説明がございました。第1回審議会は公開、第2回審議会は一部非公開とすることとしたいということですが、これで宜しいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>野口会長 それでは、御異議がないようですので、本日の審議は公開、第2回は一部非公開と致します。</p> <p>次に、議事の2つ目でございますが、2つ目の障害のある子どもの就学支援について、ということについてご審議頂きたいと思っております。本会議の役割等について、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>事務局 (星) 本審議会は、就学支援審議会条例第1条にあるとおり、教育委員会の諮問に応じ、障害のある学齢児童・学齢生徒等の就学に係る教育支援に関する重要事項を調査・審議するために置かれるものであります。</p> <p>現在のところ、各市町村からの案件で本審議会に調査・審議をお願いするような重要事項はあがっておりません。今回は県教育委員会といたしまして、各市町村教育委員会が障害のある子どもの就学に係る相談、及び就学先の判断を行う際に参考として頂くための『就学支援の手引き』を作成しましたので、その内容について御意見を頂きたいと思っております。</p> <p>野口会長 ありがとうございます。「就学支援の手引き」は配布されている</p>
--	--	--	--

		<p>事務局 (星)</p>	<p>ものに、(案)と記されておりますが、これを作成したということでございます。では、この『就学支援の手引き』について、ご説明願います。</p> <p>ご説明致します。資料の5ページをご覧ください。</p> <p>これは、本県の障害のある子どもの就学に係る手続きの流れになります。障害のある子どもの就学先は、市町村教育委員会が決定する事になっていますが、市町村教育委員会が本人・保護者を行う就学に係る相談の中で、まず「就学に係るガイダンスとして、就学先として考えられる選択肢や、決定までの日程などの情報をお伝えしています。その後、在籍する幼稚園や保育所、学校を訪問するなどして児童生徒の実態を把握し、本人・保護者の意向確認を行います。その上で、就学先についての合意形成を図り、市町村教育委員会が就学先を決定するという事になっています。</p> <p>就学先決定に向けた一連の流れについて、今年度4月に市町村教育委員会を対象に、就学支援に係る調査を行いました。その中の就学に係る相談についての困っている事について回答があります。6ページに掲載してありますので御覧下さい。</p> <p>就学相談の際に困っている事として、回答の多い順に示しました。多い順にお伝えしますと、「就学先を総合的に判断するのが難しい」「保護者との合意形成が難しい」「専門性のある相談担当がないという順になっております。市町村教育委員会で相談担当として当たっているのは、教育委員会就学事務担当職員・市町村教育委員会指導主事・保健師・特別支援学校や小中学校特別支援教育コーディネーターという回答でした。</p> <p>その中でも、実際に就学支援事務を進めるのは教育委員会の事務担当者ですが、特別支援教育に携わった経験のない職員が担当している事も多く、更に短期間で異動する場合もあるようです。</p> <p>又、「合意形成が難しい」という回答の背景としては、市町村教育委員会が特別支援学校該当と判断する児童生徒について、保護者が地域の小中学校への就学を望んでいる場合や、或いは、支援学校か支援学級かで迷っている場合に、適切なアドバイスや対応に困っているという状況が伺えます。</p> <p>実際に、市町村教育委員会担当から相談の問い合わせがあった際、そのような内容を聞いたこともあります。以上の事から就学に係る相談や判断に難しさを感じながらも、最終的には本人・保護者と合意形成を図り、就学先を決定しているという状況が伺えます。</p> <p>本県教育委員会では、就学に係る相談活動等の参考にするも</p>
--	--	--------------------	---

		<p>のとして、平成 26 年に「教育支援の手引き」を発行しています。これは、平成 25 年の学校教育法施行令の一部改正を受けて作成されたものです。しかし、担当が短期間で代わる中で、この「教育支援の手引き」は担当者間で引き継がれていないという場合もあり、実際には担当の手元になくともあるように思われます。</p> <p>又、内容としては十分に吟味された専門的な内容とはなっているものの、初めて就学担当として携わる方にとっては少し難しい内容になっているのかもしれませんが。</p> <p>そこで、今年度「教育支援の手引き」を改訂し、初めて障害のある子どもの就学に携わる方向けに『就学支援の手引き』として作成しました。サブタイトルとして障害のある子どもの就学に携わる人のために、と加えました。作成に当たっては初めて就学担当する人にも分かりやすいような文言と内容にする、1項目1ページとして必要な内容を見つけやすくする、問い合わせの多い質問をQ&Aとして盛り込む、以上の3点に留意しながら作成しました。</p> <p>内容の構成としては、大きく5つの章にまとめています。まず一つ目として、障害のある子どもの就学についての考え方を2ページに簡潔にまとめました。</p> <p>二つ目、障害のある子どもの学びの場、そして特別支援学校・特別支援学級・通級による指導について、その対象となる障害区分の程度、指導の形態などについてまとめています。</p> <p>三つ目、就学先決定までの流れについてですが、これは、今年度7月に行った就学事務担当者説明会で伝えた内容をまとめてあります。今年度は、この就学者担当説明会を7月に行っております。本来であれば5月に実施をする予定でしたが、2ヶ月遅れでの開催となりましたので、説明会でお伝えする内容を事前に冊子としてお配りさせて頂きました。就学先までの流れについては、就学に係る相談の流れに沿って項目ごとに示してあります。</p> <p>四つ目に就学・転学に係る事務手続きを載せてあります。ここでは就学や転学に係る流れや提出資料等について示してあります。この部分についてはすでに6月に発行し、各市町村教育委員会と小中学部の設置してある特別支援学校に配布しています。</p> <p>転学の事案が発生した際には、市町村の就学担当や特別支援学校からの問い合わせがありますが、この冊子を手元に置いて質問のやり取りを行うことが出来ています。</p> <p>五つ目として、障害の種類と学びの場を載せてあります。これは障害種別にどのような就学先や学びの場があるのかという点についてまとめてあります。</p> <p>『就学支援の手引き』は、市町村教育委員会・市町村立小中学校・各教育事務所・県立特別支援学校への配布を予定してい</p>
--	--	---

		<p>川村課長</p>	<p>ます。今回は、市町村立小中学校にも配布する事により、転学等が生じた場合に速やかに対応出来るようになると考えております。</p> <p>又、毎年、年度初めに行う就学担当者事務説明会には、この冊子を持参して頂く事とし、担当が代わっても、手掛かりとなる冊子を引き継いで使っていただけるようにして頂きたいと考えて思います。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>本日机前にお配りしております資料について説明をいたします。</p> <p>Ⅲ学校調査と書かれている資料について簡単に説明させていただきます。これは、文部科学省が都道府県を通じて昭和23年度から毎年行っている調査で、先般、今年5月1日現在の速報版が公表されまして、そこからの抜粋になります。</p> <p>1枚目が宮城県全体の総括表です。学校種別の学校数・学級数・在学者数等の資料になります。1枚めくって頂きますと、在学者の推移と資料になります。下のグラフをご覧頂きますと、昭和23年からの推移が示されておりまして、全体として見ますと昨今の少子化傾向により最近では年々子どもの数が減少傾向にあるという事が見てとれると思います。</p> <p>このグラフの中には特別支援学校のグラフはないのですが、隣の右のページが特別支援学校を抜き出したデータになります。上の表が過去5年分、平成27年度から令和2年度までの推移です。下のグラフをご覧頂きますと、過去10年間の在学者数の推移があります。こちら、見て頂いてお分かりになると思いますが、全体として子どもの数が減っています。しかし、特別支援学校の在学者数は横ばい、あるいはむしろ増えているという傾向にあるという事が分かると思います。最後のページは、こちら全国調査のベースとなった宮城県から提出している資料ですが、宮城県内の各学校別の児童生徒数・学級数のデータになります。合わせましてこちらの方も、参考にして頂ければと思います。以上でございます。</p>
		<p>野口会長</p>	<p>ただ今、この『就学支援の手引き』作成に至る経緯とその目的、あるいはその配布先等、少し内容に踏み込んだところもお話があったかと思えます。ただ今ご説明頂いた点につきまして、何かご確認したい事があれば挙手でお願い致します。又、この「手引き」の内容をご覧になって、この点は少し考慮の余地があるとか、この点は少し表現を変えた方がいいのではないとか、そういったご意見ございましたらお出し頂ければと思います。どうぞ宜しくお願い致します。</p>

		<p>樋口委員</p> <p>野口会長</p> <p>樋口委員</p> <p>野口会長</p>	<p>「就学支援の手引き」の中身についてでも宜しいでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ宜しくお願いします。</p> <p>前に配布して頂いていたので、中身の方を見てきたところです。</p> <p>6ページの4特別支援学校というところ。(2)指導の形態の合わせた指導に日常生活の指導・生活単元学習・作業学習と3つあるのですが、「遊びの指導」を合わせた指導の1つとして加えた方がいいと思います。それに伴って、30ページの3知的障害の合わせた指導について3つ表があるのですが、そこにも「遊びの指導」について加えておくと思いしました。</p> <p>6ページに戻ります。留意点のところ、病弱と知的障害を併置している学校1校となっているのですが、西多賀支援の方も併置になったと思いますので、1校ではなく2校ではないかと思えます。</p> <p>7ページです。就学に係る相談の流れの中では、本人と保護者が学校見学をして選択をしていくことがとても重要に感じています。保護者との面談の後に、例えば、学校見学という文言を入れて頂きたいと思えます。小学校と支援学校を見学し、その上で学校の選択をするという流れが入っているといいと思えます。実際に見学をしてみて、本人にとって学校が適正かどうかを考えることができると思えますし、実際に見学をしてみたら保護者が思っていた様子とは違っていたという例もありますので、ぜひ学校見学という文言を入れてほしいと思えます。</p> <p>後ろから3枚目の「教育相談申込表」「幼児所属先記入用の相談様式2」という様式についてです。全体に大変使いやすい様式になったのではないかと感じました。</p> <p>現在、町の就学相談に参加している者にも見てもらい、意見を聞いたのですが、町の就学相談に上がってくる発達障害のあるお子さんの多くは体幹の保持が難しいという実態があるようです。児童生徒実態把握票には、姿勢保持という項目があるのですが、教育相談申込票(幼児所属先記入用)にも姿勢の保持に関する項目があると良いかと思えます。このシートの3枚目身体状況という項目があるので、観点に姿勢の保持という項目を入れていただくと良いかと思えます。</p> <p>有り難うございます。合わせた指導に関しましては、「遊びの指導」が抜けておりましたので、是非加えて頂ければと思えます。併置校につきましては、いかがですか。</p>
--	--	---	--

		事務局	<p>ご指摘の通りだと思いますので、ここを2校に修正させて頂きます。有り難うございました。</p>
		野口会長	<p>「見学等」の文言を入れるという事、あるいは「姿勢の保持」といった文言を入れるといった事に関してはいかがでしょうか。</p>
		事務局	<p>はい、「学校見学」の文言につきましては抜けておりました。この図の中にも加えたいと思います。なお、今年度の担当者説明会の際には、就学先について迷っている方も含めて、選択肢の1つに支援学校を考えているのであれば、必ず学校見学をするようお伝えしております。更に、なかなかコロナ禍の状況もあり、見学相談にまで至っていないお子さんがいる場合は、時期がずれてもいいので行っていただくようお願いしております。</p> <p>それから「姿勢の保持」については、どういう文言にするかも含めて検討していきたいと思います。</p>
		千葉委員	<p>1 はじめにというところの、インクルーシブ教育の構築についてです。あまり専門家ではない保護者の立場で申し上げますが、「共生社会とは」という観点で見ると、物足りないかなと感じました。文科省の審議会の報告の中にはこの通りの文章が載っていたので、これでいいのかなという気もしますが。ただ、障害のある方々だけに限定しているのですけれども、文科省のところには「等」って言う字が入っていますで、「等」を入れなくていいのかと思いました。それから、「誰もがお互いに、人格と個性」と入っていたのですけれども、でもここは「個性」だけになっています。その点はどうなのかなと感じました。</p> <p>それから、同じく1ページ(3)に書かれている「公平性を確保しつつ、社会の基盤を作っていく」という点ですが、文科省の記述だと「基盤」ではなく「基礎」となっています。確認して頂ければと思います。</p> <p>2ページ(2)早期からの教育相談及び支援についてです。ここで、乳幼児期を含め早期からの教育相談とか就学相談となっているのですが、乳幼児期というところからすると、支援という言葉も、教育相談、または早期からの支援兼養育相談と入れてもいいのではないかと思います。これは教育委員会を出している『就学支援の手引き』になるので、入っていないのかと思いましたが、せめて支援という言葉があるといいのではないかなと感じました。</p>
		野口会長	<p>今のご指摘の点について、いかがでしょうか。</p>

		<p>事務局</p> <p>菅井委員</p> <p>野口会長</p> <p>事務局</p>	<p>ご指摘をいただき、有り難うございます。1ページ目のところにつきましては、尚こちらの方で再度確認させて頂き、修正が必要なものについては修正させて頂きたいと思いを。</p> <p>2ページ目についても、ただ今、ご指摘頂いた事についてどのような形で示すのが一番良いのかという点について検討し、挿入させて頂きたいと思いを。</p> <p>就学・転学に係る様式集の【様式1の2】児童生徒の特別支援学校への就学について(通知)についてです。この中に主たる障害名、主たる障害であることの説明とあります。私は、大学で聴覚・言語障害を専門に研究をしていますが、重度重複障害のお子さんの教育相談を受けてきました。就学に係る相談も受けてきています。その中で保護者の方が悩まれているのが、ここにある主たる障害についてです。主たる障害についての明確な規定は私が知る限りないと思われま。例えば、私が専門としている盲ろう(視覚聴覚二重障害)のお子さんについて、主たる障害がどちらなのかというのは決めようがない。つまり、主たる障害という概念が成り立たないのではないかと思います。この様式はこれまでも使っていることは知っていますが、22条の3に「概ね」という言葉が入っていなかった時代は、障害ということを出していた時代だったと思いを。しかし、法が改訂されて、障害だけで決めていけないという時代になっている中で、主たる障害という言葉を使い続けるということがいいのかどうかということについては疑問に思っています。これを見ると、どの特別支援学校へ就学ということではなく、特別支援学校への就学についてという通知なので、主たるという言葉をつけず、障害名だけでいいのではないかと思います。隣の欄は、主たる障害であることの説明ではなく、特別支援学校への就学が適当であることの説明、でいいのではないかと思います。私の知っているケースですと、過去に途中で別の障害種の特別支援学校へ転校したという例があります。その時に主たる障害名を書き換えなければならないという事案があり、その際に主たる障害名は誰がどのように決めるのかということが問題になり、医療の方も決められないのではないかと思います。そういったことを踏まえると、主たる障害という表現でなくてもいいのではないかと思います。</p> <p>少し検討の時間が必要かも知れませんが、今お答えになれる範囲でいかがでしょうか。</p> <p>ご指摘、有り難うございます。今、菅井委員からお話があった通</p>
--	--	---	--

		<p>天江委員</p> <p>野口会長</p> <p>鈴木委員</p>	<p>り、重複障害のお子さんの主たる障害については、いつも上がってくる問題ではあり、非常に悩ましいところではあると思っております。このところをどうするかという事について少し検討が必要であると事務局の方でも考えます。結論としてどうなるか、今、明確なお答えは出来ないところではありますが、他の委員さんから同様の意見がございましたら承り、文言についての修正の参考にさせて頂きたいと思っておりますので、是非、お願いしたいと思っております。</p> <p>障害のあるお子さんの「主たる障害」については、診断書等を書く場合、私達も非常に困るのです。この就学に関する障害に関しては、この様式の中で医者がきちんとこの子の障害についての説明をきちんと書く様式がないのです。ですから、お父さん・お母さんに意見書を下さいと言われた際に、「様式はありますか」と毎回聞いているのですが、ないのです。やはりこの重複障害の場合に、どれが主なのかという点について、迷うお子さんがたくさんいます。やはり、きちんとした「意見書」、ちゃんとした様式の「意見書」っていうのがあるべきじゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。この「様式」の中にきちんと医者が書くような様式があるべきだと私は思います。</p> <p>今、お子さんの状態や状況について、きちんとDr. が説明するような、そういったものが必要ではないかというご意見が出されたか思います。</p> <p>確かにこれを見ても、どちらかというと独断的にこういったものに当てはめていくというような仕組み・様式になっているかなと思います。現代はどちらかというボトムアップ的な方向でできていると思いますので、少し様式の検討を進めて頂ければと思います。尚且つ、今、天江委員からございましたように「意見書」といったもの、そういったものをきちんと書けるような「様式」と言いますか、そういったものもどうしていくかについても是非ご検討頂ければと思います。</p> <p>先程、事務局から最初に説明がありました通り、市町村教育委員会の就学担当が2～3年で代わるという事で、その方々が分かりやすく就学支援を進める上で、今回「手引き」がコンパクトになって見やすくなったと感じたところであります。</p> <p>気づいた事を述べさせていただきます。5 ページの特別支援学級の(1)の対象となる障害区分と程度の弱者の「者」が抜けておりました。通知文の中では「者」も入っておりましたので、弱視だけではなく「者」を入れて頂きたいと思っております。</p>
--	--	-------------------------------------	---

			<p>それから 8 ページの、関係者に求められる事として、(1)の就学事務担当者が成すべき事ということで、保護者と合意形成を図りながら就学先を決定するとあります。市町村教育委員会の方の悩みの中にも困っている事の中に「合意形成」とありました。ここでは、どのような「合意形成」を図ればいいのかという点につきましては、保護者と子ども本人の教育的ニーズとなる必要な支援についてというような文言を入れてあげた方が、分かりやすいのではないかと思います。</p> <p>13ページ、学びの場の柔軟な見直しにいてですが、(2)の「特別支援学級から特別支援学校への転学について」は、「本人・保護者の希望がある場合において、特別支援学校に転学をすることが出来ます」とあります。その「転学に当たっては」というところでは、2 ページの、学びの場の柔軟な変更というところに示されてある、「しかし、転学に当たって当該校は…」という文言を同じようにきちんと入れないと希望すればすぐに転学ができると受け取られてしまうと思います。やはり本人の伸ばしてやりたいことなどを校内の就学支援委員会等で十分に検討することが必要だということを示しておく必要があります。その子の指導・支援について一番分かっているのは在籍している学校なので、個別の指導計画に基づいて検討したというあたりが分かるような文言を入れた方がいいのではないかと思います。</p> <p>20ページについてです。7入院により、拓桃・西多賀・山元に転学する場合ということで、手続きに必要な書類・及び通知とありますが、今回、拓桃支援学校への転学の場合について、※に説明を付けてもらい、助かると思います。拓桃支援学校の場合、病弱で入院をしても退院する時にやはり「リハビリ」をしないとなかなか歩行などの訓練をする必要があり、「本館」と「拓桃館」で違いますので、先程出ましたように、障害種を変えなければ、なかなかこの手続きの難しいところもありますので、この説明は助かると思います。</p> <p>30ページの3知的障害についてです。イ特別支援学校の「教育課程」についてここに示すのだと思います。各学校とも、各教科準ずるものを精選して指導しているのだと思いますが、「各教科・道徳・特別活動・教科等を合わせた指導」になるとと思いますので、そこも示した方が良いと思います。</p> <p>それから、生活単元学習ですが、「運動会とか校外学習の行事にむけて」と書かれてありますが、学校行事を中心としたものとか、地域等の行事とか季節単元、あるいはトピックス的なもの、そういう出来事を中心としたもので配列をしているとか、指導内容を組んでいるなど、もう少し詳しく載せると良いのではないかと思います。</p>
--	--	--	---

			<p>いました。</p> <p>相談様式の2(幼児所属先記入用)についてです。この中には子どもさんの実態や家庭環境を記載するのだと思いますが、家族構成についても相談の中では話題になると思います。保護者の考えやこれまでの養育について等を記載するところがあると、家族構成の内容を含めてその後の指導に生かされると思います。</p> <p>最後に、県内の相談窓口一覧や支援学校一覧があれば助かるのではないかと思います。</p>
		事務局	<p>今頂きましたご意見を参考にさせて頂きまして、内容を十分に検討していきたいと思います。有り難うございました。</p>
		佐藤委員	<p>市町村の立場からお話します。市町村教育委員会では28ページからの障害の種類と学びの場というところを一生懸命見ながら、この子に合うのはどこだろうと考えていく訳なのですが、鈴木委員からもありましたように、今回の改定は非常コンパクトにまとめられていて見やすくなったと思っております。</p> <p>ちょっと誤解されるのではないかと思ったところを2ヶ所だけお話しさせていただきます。29ページ「聴覚障害」のところです。イ聴覚支援学級、ロ特別支援学級(小中学校)の下に通級による指導(難聴学級)とあります。ここに仙台市のみ難聴学級が設置されていますとありますが、仙台に行かないと難聴の学級入れないと誤解されるのではないかと思いますので、ここの表現を精査して頂けるとよろしいかと思います。もう1か所は、33 ページ6言語障害のイ通級による指導ところで、ちょっと私が勘違いしているのかもしれませんが、構音障害と吃音、あともう一つ「話す・聞く等、言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者」というのが入っていると思います。</p>
		事務局	<p>1 点目については、誤解を生むところだと思いますので、修正したいと思います。それから、33ページの「言語障害の通級による指導」ですが、確認をして、もう少し必要な事項を入れていきたいと思っています。</p>
		植木田委員	<p>大変細かいところですが、37ページの「注意欠陥多動性障害(ADHD)」について、最近では「注意欠如」と言う事の方が多いように思います。ただ発達障害者支援法と言う過程では「欠陥」という言葉が残っている場合がありますので、そちらをとっているのかも知れませんが、あまり欠陥という響きが良くないと思います。個人的には欠如と言うのが適切かというようには思います。</p>

		野口委員	<p>まだ「支援法」の方が改定にはなっていない状況の中では、この文言となっているという理解で宜しいでしょうか。今後、改訂された場合には当然それに合わせて改訂していくということで宜しいですね。</p>
		大西委員	<p>「表記ゆれ」で、小中学校と小・中学校っていうのは混在しているので、統一した方がいいと思います。それから、この『就学支援の手引き』は、主に就学事務担当者が見るということで、高等学校で通級をやっているという事を学びの連続性と言う観点から入れる(例えばコラム的に入れる)といいのではないかと思います。市町村の就学担当者というのは高校を設置していない市町村の方が多いと思いますので、中学校で通級に行っている子どもさんは、その後どうしたらいいのですか、というような事を聞かれた時に、県立の高校で通級に取り組み始めているからそっちに繋いで下さいと言えるように、そういった情報を載せておくと思いしました。</p>
		野口会長	<p>「表記ゆれ」に関しては、確認願います。高校通級に関しては、必要な形で入れ込んで頂けるとよいと思います。大事な情報かと思しますので是非お願いいたします。</p>
		石墨委員	<p>28ページ、1 視覚障害のところ、「視覚支援学校」のところですが、2 行目に「高等部及び専攻科には保健理療科・理療科が設置されており」と記載されています。このまま文面を読むと「高等部」と「専攻科」のどちらにも「保健理療科」と「専攻科」があるように読み取れるので、「高等部には保健理療科」「専攻科には保健理療科と理療科が設置されており」というふうに正確に記載していただけると有り難いと思います。</p> <p>同じ項目の2 段目のところ1字下がってないので、「点字を使用している」の「点」のところが多分1字 改段で下がるかと思しますので、細かなところですけれども修正お願いします。</p>
		野口委員	<p>私の方からも確認いたします。「通級」のお話が先程出ましたので、「通級」のところ、4 ページに記載されている内容です。指導形態は基本的には、自立活動がメインになるという事ですが、色々と現場の先生のお話をお聞きしますと、やはり通級で行われる指導の内容についての理解が、必ずしも十分でないようなところがいまだにあるというふうに感じています。</p> <p>留意事項に記載されている3 点について、上の2 点は、最後の1 点の内容とは若干違う意味合いがあって、上の2 点は必ずとい</p>

			<p>う意味合いが多分にあるのではないかと思います。1点目に記載されている指導計画は作成義務ですから、留意事項に書かれていて良いのかということがちょっと気になります。</p> <p>あと、通級指導内容は、授業の補習等々ではないという事に関しても、やはりきちんとどこかで分かりやすく伝えるということが必要なのではないかと考えています。この「手引き」は、小中学校に配布されるという事で、新しい学習指導要領におきましても、通級で行われる指導は何かいう事が明記されるようになったという事で、それは正にインクルーシブ教育システムを実現していく上で、当然、就学時に相談がある場合だけでなく、入学した後、途中からという事も多々あるのだというふうに思います。その場合、学校の先生方が、最初に保護者の方から相談を受けて、それぞれの学びの場でどのような指導が行われているかという事を説明するという事が必要になってくる。ですから、全ての先生がきちんと通級ではどのような指導をしていて、特別支援学校ではどのような指導を行っているのかということが説明出来ることが必要なのだと思います。だからこそ学習指導要領にも盛り込まれたというふうに聞いております。</p> <p>その点からすると、このあたりのところをきちんと全ての先生方にもご理解頂けるような形で表記、あるいは内容を考えて頂けるといいのではないかと考えているところです。</p> <p>野口先生のお話を聞いていて思ったのですが、やはり現場で初めて通級による指導を担当になった者が非常困って、迷っているという姿をよく見ます。それで、とても参考になるものとして、昨年度総合教育センターの専門研究で作った「通級による指導(中学校)」があります。とても参考になると思うので、是非そこを「※印」でも「Q&A」に示していただき、ここのHPを見ると参考になるということを示していただくと、初めての人にも役に立つのではないかと思います。</p> <p>先程最後に、相談先というような事も付けたら良いのではないかとご意見も受けましたが、参考になる情報を何処で得られるかと言う事についても載せると非常に使いやすい物になると思います。</p> <p>インクルーシブ教育システムという事ですので、この冊子に入れる事なのかどうか迷いますが、交流及び共同学習について、コラムな形でも良いので、共に学ぶことが必ずしも同じ教室で学ぶことではなくても良いところもありますが、障害のある子どもと障</p>
		佐藤委員	
		野口会長	
		植木田委員	

		<p>害のない子どもが共に学ぶ、あるいは一緒に時間を過ごすような事がとても大事だという事について、どこかで触れて頂くと良いと思いました。</p>
	黄委員	<p>4 ページの通級による指導のところですか。よく見ると多分そういう意味で書いている訳ではないのかもしれませんが、各教科等の指導の他にと言う文があり、通級による指導は在籍学級の各種の遅れとか各教科の指導は行いませんという前提になっているので、この文言がちょっと一致していません。誤解を生む可能性があるのではないかと思います。</p>
	野口委員	<p>確かに「各教科の指導の他に」という書き方になっていると、こちらがメインであるかのように読めるかというふうに思いますので、ここは修正の必要があると思います。ちなみに、教科の内容を指導してはいけないという事では必ずしもないという事で、そこを言い始めるとなかなか大変なので、分かりやすい表現に変えて頂ければと思います。</p>
	蔦森委員	<p>今、委員の皆様方からの色々なご指摘等を伺いながら仙台市の就学支援委員会に繋げる中で、随時確認しているところです。改めてもう一度確認させて頂いていたところでした。通級による指導の中でも、やはり教科学習のところのご回答等、相談の中でもありますので、誤解がないような文言というのは確かにその通りだというふうに伺っておりました。</p>
	三浦委員	<p>この「就学支援の手引き」の中身ではないのですが、6ページの特別支援学校の障害程度の記載が、学校教育法施行令 第22条の3から抽出された抜き書きになっております。情報と言うことでお聞き頂ければと思うのですが、聴覚障害の学校ということの認定で、常時の聴力レベルが概ね60デシベル以上というような表記になっております。ご存じのように人工内耳の子どもが非常に増えておりまして、この60デシベルというのは、補聴器を装用していないところでの聴力という意味合いで表記されているものだと思います。人工内耳を付けることでの聴力の認定というか、見極めというところが非常に分かりにくくなっているというところがございます。人工内耳が使えるという要件として90デシベル以上という医学的ガイドラインも示されているという事なので、人工内耳を付けているお子さんは60デシベル以上だという判断になるかとは思いますが、聴覚障害の解釈のところ、この場で云々という事じゃなくて、市町村の就学判断等々の機会の折りにも今の</p>

			<p>ような事が話題になっているという事は先生方にもお伝えしておきたいと思います。</p>
		野口会長	<p>今の点はいかがでしょう。何か、事務局の方からはごぎいますか。少し確認をして、どういう通知の仕方がいいか、あるいは何処まで内容をお知らせするかという点も含めてご検討頂くという事で宜しいでしょうか。</p>
		天江委員	<p>21 ページの入院により小中学校から県立特別支援学校に転学する場合について、子ども病院とかそういう所に「入院した時に転学する」ということなのですが、今この説明書を見ますと、例えば、何日以上入院の場合適用になるとか、そういうことが分かりにくいと思います。確か2週間とか、そういう縛りがあったような記憶がありますが、そういうところとか、ここには書かなくて宜しいのでしょうか。もしあれば、きちんと書いておいた方が宜しいんじゃないかなと思います。</p> <p>要するに、入院して手術受けたお子さん等が、「ちょっと良くなったから、院内学級に行きたいな」って言った時に「あ～でも君、1週間だから行けないよ」と言うときすごく落胆するんです。そういう係の人にも浸透する知識があった方がいいのかなと思ったので、質問させて頂きました。</p>
		事務局	<p>拓桃支援学校の入院に伴う転入というお子さんが多いのですが、特に子ども病院に入院する内科的な治療の必要なお子さんについては、入院をしてしばらくしてから転入するという通知が県教委に来る場合があります。子ども病院に入院しているお子さんと保護者の方に転入についての確認をした上で、転学の意味があれば、その通知が県教委に来ることになっているようです。ですから、時には1か月～2か月位過ぎてから転学するという場合もあります。県として何日以上という規定もありませんし、ここには記載することは難しいです。</p>
		天江委員	<p>それでは、県では特に規定はないということですね。</p> <p>拓桃支援学校への転学についてですが、本館に入院する場合は内科的で、拓桃館が外科的と書いてありますが、これはちょっと違うと思います。本館の方でも外科の患者さんもいますし、拓桃館にも内科的な患者さんはいるので、本館が内科的で拓桃館が外科的というのは間違いです。拓桃の方にも神経科がありますし、拓桃の方の外科は整形外科のみとなりますので、この文言は「訂正」した方が良いでしょう。</p>

		事務局	<p>確認をして、修正をしたいと思います。</p>
		野口会長	<p>今の件について、どういった場合に当てはまるのか、又は該当するのかといったあたりのことは、誤解のないよう確認して分かりやすい言葉で表記していただくと良いかと思います。</p>
			<p>他にございませんか。ないようでしたら、この会が終了した後、何かお気づきの点がございましたらお伝え頂ければ、有り難いと思います。宜しく願い致します。その際は、直接、特別支援教育課宛てにということをお願いします。</p>
		野口会長	<p>沢山ご意見を頂いたので、それらを確認しつつ又、修正をかけていくという事になるかと思えますけれども、今「案」が付いておりますが、今日頂いたご意見と、後はこの後又ご意見頂ける可能性があるかと思えますが、そういった事も含めて修正したものを最終的なものにしていきたいというふうに考えているとうことよろしいですね。後日と言いましても延々と言う訳にはいかないと思えますので、出来れば1週間位をめでにという事で宜しいですか。では、お気づきの点がございましたら、本日以降1週間位をめでにご意見等をお寄せ頂ければと思えます。それでは皆さん、ご意見方宜しいでしょうか。</p> <p>それでは先程申し上げました通り、この『就学支援の手引き』は、本日委員の皆様から頂いたご意見と、さらにこの後メール等で頂くご意見を元に、それらを踏まえ参考にしながら、事務局の方で修正をしていくというふうに考えております。</p> <p>本来であれば、出来上がった「修正版」について、改めてお諮りするところですが、現在のコビット19という状況を踏まえますと、会議を繰り返すとうのはなかなか難しい状況にあると思われまますので、会長である私と田野崎副会長で内容を確認した上で発行するというふうに考えていますが、そういった手続きで宜しいでしょうか。</p> <p>(賛同)</p>
		野口会長	<p>どうも有り難うございます。では、そのようにしたいというふうに思います。</p> <p>それでは、本日の議事につきまして2件でしたが、全て終了したという事で、事務局の方から連絡をお願いします。</p>
		事務局	<p>それでは今後の予定について確認をさせていただきます。第2回</p>

5 閉会	15:15	<p>野口会長</p> <p>進行</p> <p>田野崎副会長</p> <p>進行</p>	<p>就学審議会は、12月15日に予定をしております。今後、本審議会に調査・審議をお願いするような重要事項が出てまいりましたら、資料等を準備させていただきます。もし、重要事項がない場合は開催しない旨を事前にご連絡致しますので、宜しくお願いします。</p> <p>事務局からの連絡について、御意見やご確認したい点はございますか？</p> <p>それでは、本日貴重なご意見多数賜りましてどうも有り難うございました。又、円滑な議事進行にご協力頂きまして有り難うございました。これで、議事の方は終わりにしたいと思います。事務局の方にお返ししたいと思います。</p> <p>野口会長有り難うございました。最後に、田野崎副会長より閉会のご挨拶をお願いします。</p> <p>委員の皆様、お疲れ様でした。多くのご意見、本当に有り難うございます。この頂いた意見を事務局の方で精査して頂いて、直して頂ければと思います。</p> <p>冒頭の議長の話の中で、市町村教委の就学支援に対する重要性が増したという話がありました。平成25年に法改正がなされて、県の方で様々な取り組みをしてきており、市町村の方も就業支援委員会を頑張っていると思っております。ただ、その中で力加減・力量に差が出てきているのも事実なのだと思います。そういう中で、先程、菅井委員の方からありましたように、主たる障害名をどっちにしたらよいかという話がありましたが、あくまでも就学事務的に主たる障害というのが必要で、それによってどこの学校に行くのかというのが、就学事務を担当している市町村の方々の大きな悩みというか、それも又親御さんも大きな悩みでどこの学校に行くのだろう、自分の子どもがどういった障害なのだろう、という事を知るということも複雑に絡み合っただけなのかな、と思いつつ聞かせて頂きました。そういう話が第2回の方ではひょっとすると市町村の方から出てくるかもしれません。その際には又、先生方・委員の皆様方の知見を頂きながら適正な就学に子供達を導いていけるようにしていきたいと思っておりますので、今後ともご協力をお願いしたいと思います。今日は、本当に有り難うございました。</p> <p>以上で、「第1回 就学審議会」を終わらせて頂きます。野口会長をはじめ、審議委員の皆様、本日は有り難うございました。</p>
------	-------	---	---

